

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月9日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	一関市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,0,110,html

執行機関名 一関市長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児インフルエンザ予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第2の項 小児インフルエンザ予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	小児インフルエンザ個別予防接種実施要領 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。	第1 季節性インフルエンザは罹患率が高く、小中学校等で流行すると学年閉鎖などの措置がとられることから、 流行阻止と罹患者の重症化を防ぐ ことを目的とし、一関市(以下「市」という。)が、市内の小児に対して、インフルエンザワクチンの接種を実施するために必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		小児インフルエンザ個別予防接種実施要領